

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第34号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表428の2の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「住宅性能評価書」の次に「（以下この項において「住宅性能評価書」という。）」を加え、「確認書を」を「住宅性能評価書又は確認書を」に、「4万2,000円」を「4万1,000円」に、「6万8,000円」を「6万7,000円」に、「10万8,000円」を「10万6,000円」に、「16万4,000円」を「16万円」に、「27万7,000円」を「27万1,000円」に、「35万円」を「34万3,000円」に、「39万8,000円」を「38万9,000円」に、「3万8,000円」を「3万7,000円」に、「6万1,000円」を「6万円」に、「10万1,000円」を「9万9,000円」に、「16万1,000円」を「15万7,000円」に、「24万5,000円」を「23万9,000円」に、「41万5,000円」を「40万5,000円」に、「52万5,000円」を「51万3,000円」に、「59万5,000円」を「58万2,000円」に、「5万2,000円」を「5万1,000円」に、「11万8,000円」を「11万5,000円」に、「18万7,000円」を「18万3,000円」に、「36万8,000円」を「35万9,000円」に、「65万6,000円」を「64万2,000円」に、「112万7,000円」を「110万1,000円」に、「208万2,000円」を「203万5,000円」に、「297万4,000円」を「290万7,000円」に、「364万3,000円」を「356万1,000円」に、「7万7,000円」を「7万5,000円」に、「17万6,000円」を「17万2,000円」に、「28万円」を「27万3,000円」に、「55万円」を「53万8,000円」に、「98万3,000円」を「96万1,000円」に、「168万9,000円」を「165万1,000円」に、「312万2,000円」を「305万2,000円」に、「446万円」を「436万円」に、「546万3,000円」を「534万円」に改め、同表428の3の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「住宅性能評価書」の次に「（以下この項において「住宅性能評価書」という。）」を加え、「確認書を」を「住宅性能評価書又は確認書を」に、「2万1,000円」を「2万円」に、「3万4,000円」を「3万3,000円」に、「5万2,000円」を「5万1,000円」に、「8万6,000円」を「8万4,000円」に、「13万7,000円」を「13万4,000円」に、「22万8,000円」を「22万3,000円」に、「28万5,000円」を「27万9,000円」に、「31万6,000円」を「30万9,000円」に、「3万円」を「2万9,000円」に、「4万9,000円」を「4万8,000円」に、「7万7,000円」を「7万5,000円」に、「12万8,000円」を「12万6,000円」に、「20万4,000円」を「19万9,000円」に、「34万1,000円」を「33万4,000円」に、「42万7,000円」を「41万7,000円」に、「47万3,000円」を「46万2,000円」に、「3万1,000円」を「3万円」に、「6万7,000円」を「6万5,000円」に、「10万7,000円」を「10万4,000円」に、「20万2,000円」を「19万7,000円」に、「36万1,000円」を「35万3,000円」に、「61万8,000円」を「60万4,000円」に、「113万1,000円」を「110万5,000円」に、「159万7,000円」を「156万1,000円」に、「193万9,000円」を「189万5,000円」に、「4万5,000円」を「4万4,000円」に、「9万9,000円」を「9万7,000円」に、「15万9,000円」を「15万5,000円」に、「30万1,000円」を「29万5,000円」に、「54万円」を「52万8,000円」に、「92万6,000円」を「90万5,000円」に、「169万5,000円」を「165万7,000円」に、「239万4,000円」を「234万1,000円」

に、「290万7,000円」を「284万1,000円」に改め、同表中433の2の項、433の3の項及び434の2の項から434の5の項までを削り、434の6の項を434の2の項とし、434の7の項を434の3の項とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表中433の2の項、433の3の項及び434の2の項から434の5の項までを削り、434の6の項を434の2の項とし、434の7の項を434の3の項とする改正規定 公布の日
  - (2) 別表428の2の項及び428の3の項の改正規定並びに次項の規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日）
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた別表428の2の項及び428の3の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。